

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
平成十六年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の実施について(七一三・農畜産振興課)	1
公共測量実施の通知(七一四・建設管理課)	1
道路区域の変更(七一五・道路環境課)	2
開発行為に関する工事の完了(七一六・秋田地域振興局建設部)	2
開発行為に関する工事の完了(七一七・仙北地域振興局建設部)	2
県議会定例会の招集(七一八・財政課)	3
公告	
土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(山本地域振興局農林部)	3
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の就任の届出(平鹿地域振興局農林部)	3
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(平鹿地域振興局農林部)	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	3

告示

秋田県告示第七百十三号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十六年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第二条第一項の規定に基づき、公示する。

平成十六年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 講習の期日及び場所
 - (一) 期日 平成十六年十月二十五日(月)から同年十一月十七日(水)まで
 - (二) 場所 仙北郡神岡町神宮寺字海草沼谷地十三番三 畜産試験場
- 二 家畜の種類 牛
- 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を有する者、若しくは同講習会を終了し修業試験に合格した者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しない者
- 四 受講定員 十五名
- 五 受講に必要な書類
- 六 受講願書
- 六 受講願書用紙の交付
 - (一) 期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。以下同じ。)を除き、平成十六年九月十七日(金)から同年十月十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班、または所在地を管轄する家畜保健衛生所
- 七 受講願書の受付
 - (一) 期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。以下同じ。)を除き、平成十六年九月十七日(金)から同年十月十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班、または所在地を管轄する家畜保健衛生所
- 八 受講に要する経費
 - (一) 額 五万五千元
 - (二) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
- 九 講習についての問い合わせ先
 - 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八 八六〇 一八〇八)

秋田県告示第七百十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通大臣から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年九月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
 - 二 作業を行う地域
本荘市
 - 三 作業を行う期間
平成十六年九月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 道路の区域

秋田県告示第七百十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年九月七日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路 線 名		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	
	新	旧	二百八十二号					
一般国道	新	旧	二百八十二号		C	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢五七番一地从先まで	一一・〇〇〇〇	〇・二三五
					B	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢二三八番まで	二五・〇〇〇〇	〇・二三〇
					A	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢五七番一地从先まで	一一・〇〇〇〇	〇・二三六
					B	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢二三八番まで	二五・〇〇〇〇	〇・二三〇
					A	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地从先から字新矢五七番一地从先まで	一一・〇〇〇〇	〇・二三六

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年九月七日から同月二十一日まで

秋田県告示第七百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年六月一日付け指令秋建 三 十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年九月七日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

- 三 和商事株式会社 代表取締役 川 辺 和 雄
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
河辺郡河辺町和田字和田百九十七番四、百九十八番、字下夕川原二十番三、二十番七の内、二十六番、二十七番一、六十一番四の内、二百三十二番、二百三十三番、二百三十四番、二百三十五番

秋田県告示第七百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年二月十六日付け指令仙建 十七 八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年九月七日

秋田県知事 寺田典城

公 告

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 仙北郡六郷町六郷字古館百五十番地
 大和建设株式会社 代表取締役 大 和 昌 平

二 開発区域に含まれる地域の名称
 仙北郡六郷町六郷字古館百十六番、百三十番、百三十一番、百三十二番、百三十三番、百三十八番、百三十九番、百三十九番一

秋田県告示第七百十八号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二条第二項の規定に基づき、平成十六年九月十四日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。
 平成十六年九月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、荷上場土地改良区から申請があつた土地改良事業計画の変更について、平成十六年八月三十日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 認可年月日 平成十六年八月三十日
 二 事業名 土地改良事業（荷上場土地改良区維持管理事業）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、男鹿市脇本土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年八月三十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿郡雄物川町里見土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月七日

退任理事の住所及び氏名
 秋田県知事 寺 田 典 城

平鹿郡雄物川町砂子田字下谷地百十二番地二 高 橋 隆

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（大平地区単小規模土地改良事業）の施行について、平成十六年八月三十一日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

数値制御旋盤 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十月二十九日（金）

(四) 納入場所

秋田県立秋田技術専門学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年九月七日（火）から同月十六日（木）まで

規定する県の休日を除き、平成十六年九月七日（火）から同月十六日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

入札執行の日時及び場所

<p>正 誤</p>	<p>ページ 段 行 誤 正</p> <p>平成十六年八月二十日秋田県公報第千五百九十九号掲載の秋田県公告(土地改良区の役員の退任及び就任の届出) (印刷誤り)</p> <p>四 下 十二 近藤 久 近野 久</p>	<p>五 入札保証金 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。</p> <p>六 その他</p> <p>(一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(二) 入札の無効 規則第六十六条に規定するところによる。</p> <p>(三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(五) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
------------	--	--

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

